

110

消費者110番から

定期購入のトラブル に注意!

回答



インターネットの広告で、お得な価格や縛りのない手軽さを強調した画面に惹かれ、1回だけ、または単品のつもりで注文したところ、「定期購入」だったとの相談が後を絶ちません。

相談事例

インターネット通販で、「年齢肌のシミに効果抜群!」「回数縛りなし」と表示された広告を見て、1980円美容液を注文した。商品が届いて試したが肌に合わず、続けて使いたいと思わなかったためそのままにしていた。翌月も同じ商品が届いた為、業者に、「注文したのは1回だけだ」と電話をすると、「回数縛りがない定期購入だが、解約受付期間を経過しており、解約するには通常価格との差額を払ってほしい。」と言われた。払わなければならないか。

2回目の商品が届いて初めて定期購入が条件となっていたことに気が付くことが多く、2回目以降の価格は初回より高額なことが多いようです。

定期購入は、初回の購入価格が格安になる代わりに、複数回の購入が条件になっていたりと書いてあっても、次回商品発送予定日までに解約しなければならなかったり、解約しようと思っても特別価格と通常価格との差額を払わなければ解約できないなど、業者の規約で解約条件が定められている場合があります。

表示される広告のお得な情報だけをうのみにせず、

注文する前に定期購入が条件になっていないか、支払総額、解約・返品の方法や条件を販売サイトでよく確認することが大切です。

- ▼ インターネット通販を利用する際には、以下のチェック項目を確認しましょう。
- ▼ 定期購入が条件になっていませんか?
- ▼ 継続期間や購入回数が決められていますか?
- ▼ 支払総額はいくらですか?
- ▼ 解約の際の連絡手段を確認しましたか?
- ▼ 「解約・返品できるか」「解約・返品できる場合の条件」など、返品特約や解約条件を確認しましたか?
- ▼ お届け予定日や利用規約の内容を確認しましたか?

これらを確認し、申し込む前に「最終確認画面」をスクロールして最後まで確認した上で、「最終確認画面」の契約内容を、スクリーンショットで保存しましょう。

通信販売にはクーリング・オフの制度はありません。広告などの商品の紹介は、面倒でも隅々まで目を通し、注文する前に定期購入ではないか、解約などの条件等を確認するようにしましょう。

消費者トラブルのご相談は、**徳島県消費者情報センターへ**

■問い合わせ先
徳島県消費者情報センター
「消費者110番」
TEL/088(623)0110